

敦賀市地域防災計画

〈津波災害対策編〉

令和7年1月

敦賀市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 策定方針	1
第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱.....	3
第3節 市の災害環境.....	10
第4節 防災ビジョン.....	17
第2章 災害予防計画.....	18
第1節 防災知識普及計画.....	18
第2節 自主防災組織育成計画.....	22
第3節 ボランティア育成・確保計画.....	27
第4節 避難対策計画.....	28
第5節 防災訓練計画.....	35
第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画.....	35
第7節 要配慮者災害予防計画.....	35
第8節 医療救護予防計画.....	35
第9節 津波災害に備えるまちづくり計画.....	36
第10節 火災予防計画.....	40
第11節 浸水予防計画.....	41
第12節 津波災害防止計画.....	43
第13節 建築物災害予防計画.....	46
第14節 交通施設災害予防計画.....	46
第15節 上下水道施設災害予防計画.....	46
第16節 通信施設、放送施設災害予防計画.....	46
第17節 電力施設、ガス施設災害予防計画.....	46
第18節 危険物等災害予防計画.....	47
第19節 積雪期の津波災害予防計画.....	47
第20節 広域的相互応援体制整備計画.....	47
第21節 交通輸送体系整備計画.....	47
第22節 緊急事態管理体制整備計画.....	47
第3章 災害応急対策計画.....	48
第1節 応急活動体制計画.....	48

第2節	広域的応援対応計画	63
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	63
第4節	ボランティア受入計画	63
第5節	地震・津波に関する情報等の伝達計画	64
第6節	災害情報収集伝達計画	72
第7節	通信運用伝達計画	72
第8節	災害広報計画	72
第9節	避難計画	73
第10節	被災者救出計画	86
第11節	要配慮者応急対策計画	86
第12節	医療救護計画	86
第13節	消防応急対策計画	86
第14節	水防計画	87
第15節	災害警備計画	89
第16節	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	89
第17節	緊急輸送及び障害物の除去計画	89
第18節	交通施設応急対策計画	89
第19節	上水道、下水道施設応急対策計画	89
第20節	通信、放送施設応急対策計画	90
第21節	電力、ガス施設応急対策計画	90
第22節	危険物施設等応急対策計画	90
第23節	住宅応急対策計画	90
第24節	廃棄物処理計画	90
第25節	防疫、食品衛生計画	91
第26節	遺体の捜索、処置、埋葬計画	91
第27節	教育再開計画	91
第28節	災害救助法の適用に関する計画	91
第29節	要員確保計画	92
第30節	生業に必要な資金の貸与計画	92
第31節	物価対策計画	92
第4章	災害復旧計画	93
第1節	公共施設の災害復旧計画	93
第2節	市民生活安定計画	93
第3節	経済秩序安定計画	93
第4節	復興計画	93

第1章 総則

節	項 目
1	策定方針
2	防災関係機関の事務または業務の大綱
3	市の災害環境
4	防災ビジョン

第1章 総則

第1節 策定方針

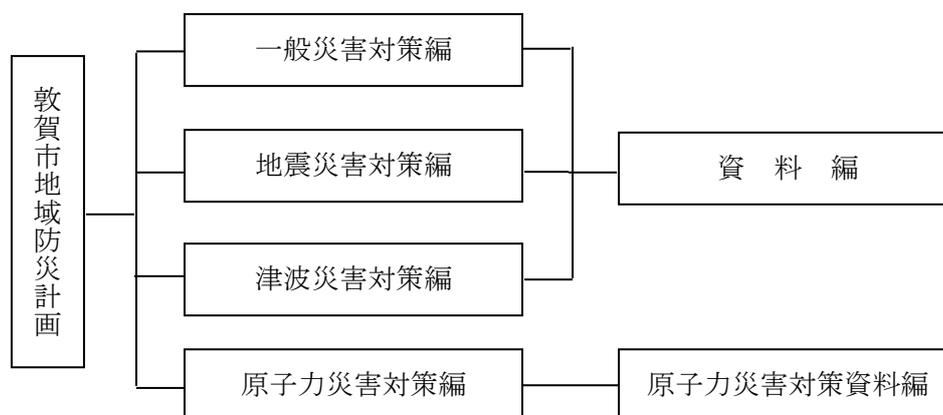
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、敦賀市の地域に係る津波災害の対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより市民の生命と財産を災害から守るとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、津波災害を対象とするものであり、「敦賀市地域防災計画」の「津波災害対策編」として策定する。

なお、「地震災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。



第3 計画の構成

この計画は、次の4章からなる。

1 総則

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限度にとどめるための事前対策

3 災害応急対策計画

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するための応急対策

4 災害復旧計画

応急対策後、災害復旧の実施にあたっての基本的な方針及び対策

第4 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の実効性確保のため、それぞれの責務が十分果たせるよう、平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容についての市民の理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が市民の防災活動の指針として十分機能するよう市民への周知徹底を図る。

第5 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大に努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱

第1 各関係機関の役割分担

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

1 敦賀市

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災のための調査研究 (5) 防災思想の普及 (6) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (7) 災害の予防と拡大防止 (8) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (9) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (10) 災害対策要員の動員、借上げ (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 災害時における文教対策 (13) 災害復旧の実施 (14) 市防災施設の応急対策 (15) 県、他市町、管内関係機関との連絡調整 (16) ボランティアの受け入れに関する措置
2 敦賀美方消防組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防並びに災害による市民の生命、身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

2 福井県

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災地の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あつせん (17) 義援金、義援物資の受入れ及び配分

2	嶺南振興局 二州県民サービス室 二州県税相談室 二州農林部	(1) 振興局各機関との連絡調整 (2) 災害時における県税の特別措置 (3) 農作物の災害応急対策等の指導
3	嶺南振興局 敦賀土木事務所	(1) 道路、橋りょう及び河川の維持管理並びに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
4	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾施設の維持復旧 (2) 被災施設の復旧
5	嶺南振興局 二州健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護等の実施 (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進 (3) 医薬品及び防疫用薬剤等資材の調達
6	県警察（敦賀警察署）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

3 指定地方行政機関

	機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1	中部管区警察局 (福井県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
2	北陸農政局 福井県拠点	(1) 災害時における主要食糧に関する県及び本省との連絡調整 (2) 災害対策用備蓄乾パンの要請、運送及び引渡
3	福井地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

4	近畿中国森林管理局 福井森林管理署	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策・復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
5	中部運輸局 福井運輸支局	(1) 交通施設及び設備の整備に関すること (2) 所管事業者への災害に関する予警報の伝達指導 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集 (4) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 (5) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 (6) 緊急輸送命令
6	北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設の整備並びに防災施設の施工 (2) 被災港湾施設の災害復旧
7	敦賀海上保安部	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
8	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	(1) 公共土木施設の整備と防災管理 (2) 災害の発生防ぎよと拡大防止 (3) 被災施設の復旧 (4) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣並びに災害緊急対応の実施
9	福井労働局 敦賀労働基準監督署	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
10	福井労働局 敦賀公共職業安定所	(1) 災害時における労働者等の供給 (2) 被害者に対する職業のあっせん等
11	国立病院機構 敦賀医療センター	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 避難施設等の整備と防災訓練 (3) 救護班の編成

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 日本郵便（株） 市内各郵便局	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報提供
2 日本赤十字社 福井県支部 敦賀市地区	(1) 災害時における被災者の医療救護及びこころのケア (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集、配分 (4) 血液製剤の供給
3 西日本電信電話（株） 福井支店	(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な措置 (3) 防災応急措置を実施するために必要な公衆通信施設の整備 (4) 発災に備えた災害応急対策資機材、人員の配備 (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧
4 北陸電力（株）敦賀営業所、北陸電力送配電（株）敦賀配電センター 北陸電力（株）敦賀火力発電所 日本原子力発電（株）敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関、各電力会社との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施
5 （社）福井県LP ガス協会敦賀支部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施

6 西日本旅客鉄道（株） 敦賀地域鉄道部 （株）ハピラインふくい	（１）施設の整備と防災管理 （２）災害時における輸送の確保 （３）被災者等の緊急輸送 （４）被災施設の復旧 （５）県、市町、関係機関との連携 （６）被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
7 中日本高速道路（株） 金沢支社敦賀保全・ サービスセンター	（１）道路及び防災施設の維持管理 （２）被災施設の復旧 （３）交通安全の確保
8 土地改良区	（１）土地改良事業によって造成された施設の維持管理 （２）災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業 の調査並びに測量設計業務
9 報道機関	（１）市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な 周知 （２）市民に対する災害応急等の周知 （３）社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協 力

6 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 敦賀市医師会	（１）医療救護班の編成及び連絡調整 （２）災害時における医療救護活動の実施
2 敦賀市社会福祉協議会	（１）平常時における人材の育成 （２）災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
3 福井県農業協同組合 敦賀美方基幹支店	（１）市が行う被害状況調査及び応急対策に協力 （２）農作物の災害応急対策の指導 （３）被災組合員に対する融資またはそのあっせん （４）農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん （５）農作物の需給調整
4 れいなん森林組合	（１）市、県が行う被害状況調査及び応急対策に協力 （２）被災組合員に対する融資またはそのあっせん
5 敦賀市漁業協同組合	（１）市が行う被害状況調査及び災害応急対策に協力 （２）被災組合員の被害状況調査及び災害応急対策の 指導 （３）被災組合員に対する融資またはそのあっせん （４）漁船及び共同利用施設の災害応急対策及び災 害復旧 （５）水産物の需給調整 （６）防災に関する情報の提供
6 敦賀商工会議所	（１）商工業者に対する融資あっせん実施 （２）災害時における中央資金源の導入 （３）物価安定についての協力 （４）救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
7 病院等医療施設管理者	（１）避難施設の整備と避難訓練の実施 （２）災害時における病人等の収容及び保護

	(3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
8 社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護
9 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
10 学校法人	(1) 避難施設の整備、避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
11 危険物関係施設の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
12 自動車輸送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送
13 町内会自主防災組織	(1) 自主防災組織等の確立及び訓練の実施 (2) 災害時における避難誘導 (3) 市が行う応急対策等に協力
14 文化事業団体	(1) 市が行う応急対策等に協力

7 防災関係機関の協力事項

(1) 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努める。

- ア 気象に関する情報
- イ 災害に関する情報
- ウ 市民からの通報のうち防災に関するもの
- エ 市民への避難、立退きなどの指示または勧告
- オ 市民の生命及び財産に関する被害状況
- カ 各機関毎の職員の出勤状況
- キ 市民に対する広報活動

(2) 各関係機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につきそれぞれ協力する。

- ア 職員の派遣
- イ 車両等資機材の貸与または提供
- ウ 各種資料の提供
- エ その他必要なもの

第2 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第3 市民及び事業所等の役割分担

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は全力をあげて応急対策を実施するが、その能力には自ずと限界がある。

このため、災害対策基本法第7条(住民等の責務)の規定に基づき、市民及び事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らが初期消火、近隣の負傷者や要配慮者の救助、市及び関係機関が行っている防災活動への協力など防災への寄与に努める。

<資料編>

資料15-2 敦賀市防災条例

資料15-3 敦賀市防災会議内規

資料15-4 敦賀市防災会議委員一覧

資料17-1 防災関係機関等連絡先一覧

第3節 市の災害環境

第1 自然的条件

一般災害対策編第1章第3節を参照。

第2 社会的条件

一般災害対策編第1章第3節を参照。

第3 福井県の津波想定

1 日本海西部に発生する津波については、平成25年度から国が海域の断層調査を実施しているが、調査結果がまとまっていない。

このため、津波被害については、国が断層調査の結果をまとめるまでの措置として、福井県が平成23年度に、独自に断層モデル等の条件を設定して実施した津波シミュレーションの浸水想定を用いていた。

この想定は、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、福井県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的としたものである。

国は平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。福井県では平成30年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。

この想定は、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。今後、国による断層調査の結果がまとまった際には、改めて津波浸水想定調査を実施した上で、津波被害の想定を修正することとするが、断層調査結果が示されるまでの間は、2つの浸水想定 of 最大値を浸水範囲として用いることとする。

2 市の津波想定

市の津波想定は、「平成23年度福井県浸水想定調査報告書」による津波シミュレーション結果及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく「令和2年度福井県津波浸水想定」による津波シミュレーション結果の2つの浸水想定 of 最大値を浸水範囲として用いることとする。

第4 津波シミュレーション（平成23年度）

1 趣旨と波源

福井県における津波シミュレーション（平成24年9月3日）では、その趣旨と波源は次のようになっている。

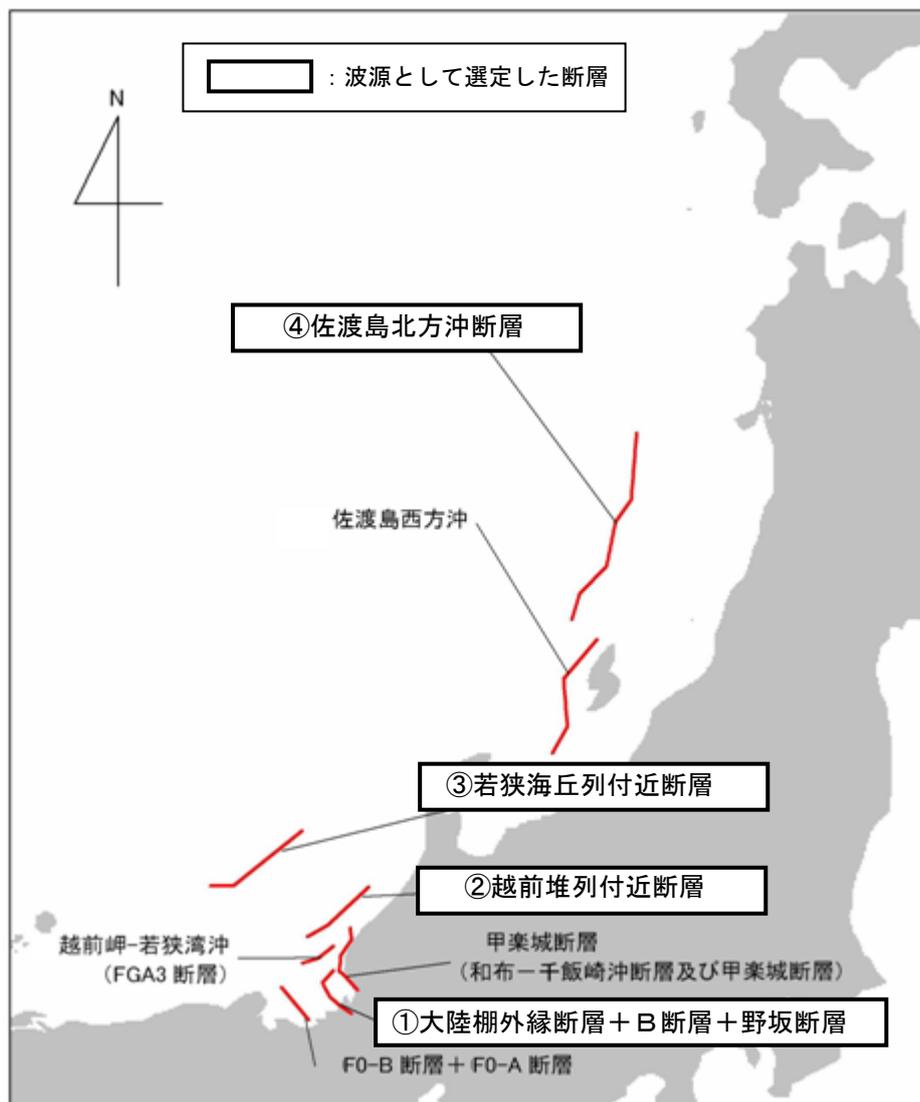
【趣旨】

- 日本海西部に発生する津波については、国による断層調査が実施されていないため、詳細な地形データや、過去の地震の活動履歴等が不明であり、地震の規模や発生確率についても明らかになっていない。
- このため、津波シミュレーションは、国が調査結果を示すまでの間の措置として、県が独自に断層モデル等の条件設定を行い、実施したものである。
- 今回のシミュレーションは、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、本県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市町が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的とする。
- 県地域防災計画は、国による断層調査の結果により、改めて津波シミュレーションを実施した上で修正する。

【波源の検討と選定】

- 津波波源の検討に当たっては、国や研究者による活断層調査資料や、最新の海底地質図を参考に、幅広く検討対象とした。
- 上記の考え方にに基づき、福井県津波対策検討事業実施委員会（以下「委員会」という。）において、本県への影響が予測される8つの津波波源候補を選定。
- 各波源について津波高のシミュレーションを実施し、県内沿岸における最大波高の分布状況から、本県への影響が大きい波源を4つに絞り込んだ。

選定波源	マグニチュード Mw	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
①野坂, B及び大陸棚外縁断層	7.28	3.73m	長さ49 k m 幅17.32 k m
②越前堆列付近断層	7.44	4.62m	長さ65 k m 幅17.32 k m
③若狭海丘列付近断層	7.63	6.43m	長さ90 k m 幅17.32 k m
④佐渡島北方沖断層	7.99	12.01m	長さ167 k m 幅17.32 k m



2 津波シミュレーション

- 津波高及び浸水深は満潮時での計算（平常潮位+0.47m）。
- 4つの波源により、50mメッシュで市町ごとに津波高や津波到達時間を算出するとともに、各市町に最も影響のある波源を2つ選定し、市町が避難場所や避難経路などを記載したハザードマップを作成できるように、10mメッシュの浸水深図を作成。
- 浸水深図は、海岸保全施設が無い場合を考慮して作成するとともに、海岸保全施設がある場合の浸水深図を作成。
- また、2つの波源（敦賀市は①野坂, B及び大陸棚外縁断層、③若狭海丘列付近断層）の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図を作成。

波源別 本市沿岸部までの津波高

①野坂, B 及び大陸棚 外縁断層	②越前堆列付近断層	③若狭海丘列付近断層	④佐渡島北方沖断層
1.36 ～ (白木付近) 4.51m	1.02 ～ 3.64m	1.17 ～ 3.89m	0.82 ～ 2.72m

波源別 本市までの津波到達時間一覧

①野坂, B 及び大陸棚 外縁断層		②越前堆列付近断層		③若狭海丘列付近断層		④佐渡島北方沖断層	
第一波 到達時間 (分)	最大波高 到達時間 (分)	第一波 到達時間 (分)	最大波高 到達時間 (分)	第一波 到達時間 (分)	最大波高 到達時間 (分)	第一波 到達時間 (分)	最大波高 到達時間 (分)
2～18	6～34	23～39	23～143	34～48	36～110	81～96	158～326

浸水域面積及び推定区域内人口

海岸保全施設がない場合				最大浸水域の面積 及び推定区域内人口	
対象波源 A (③若狭海丘列付近断層)		対象波源 B (①野坂, B 及び大陸棚外縁 断層)			
浸水域面積 (ha)	推定区域内 人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定区域内 人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定区域内 人口 (人)
129	1,573	151	2,705	180	3,273

※人口データ：平成 17 年国勢調査

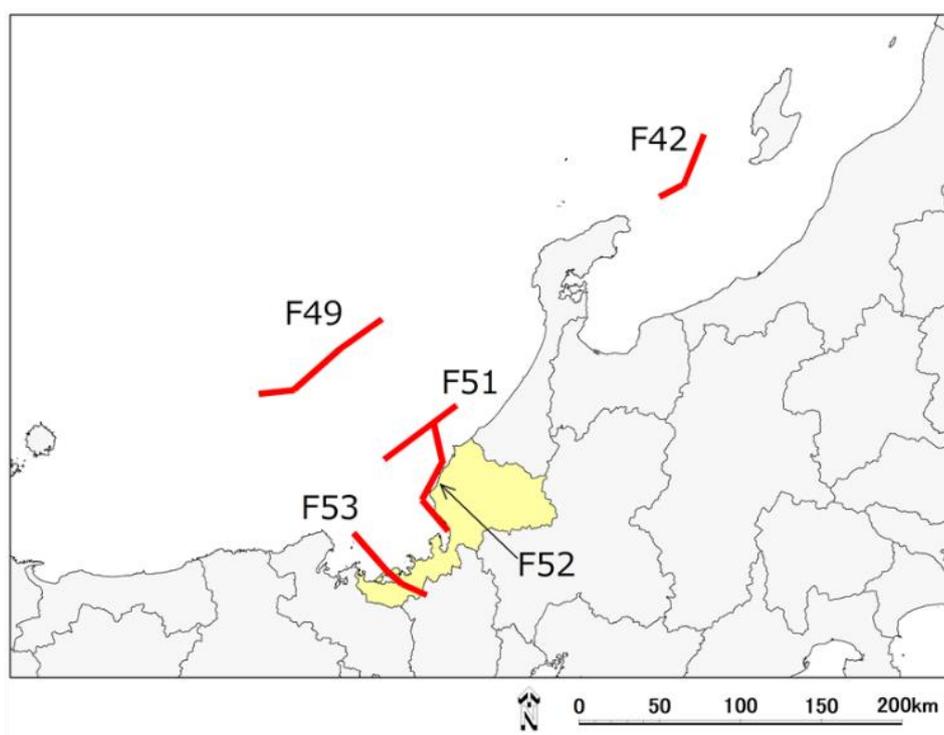
第 5 津波シミュレーション（令和 2 年度）

1 想定断層の選定

- (1) 過去に福井県沿岸に襲来した津波として、東北大学（災害科学国際研究所津波工学研究分野）及び原子力安全基盤機構（現原子力規制庁）によって整備された「津波痕跡データベース」から、津波高に係る信頼度の高い痕跡記録が確認できた「日本海中部地震」津波を抽出した。
- (2) 福井県沿岸に襲来する可能性のある想定津波については、日本海検討会が公表した日本海側で想定される津波発生の変因となる大規模地震の津波断層モデルから、福井県に影響が大きいとして選定した津波断層モデルを整理した。
- (3) 上記（1）で抽出された「日本海中部地震」と上記（2）で整理した津波断層モデルから、福井県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、日本海検討会で選定された津波断層モデルと学識者からのアドバイスにより

以下の津波断層モデルを選定した。

断層名	マグニチュード ¹⁾ Mw	地震により隆起する地盤		
		すべり量	長さ、幅	
F 4 2	7.28	3.10m	長さ 56.0 k m	幅 17.7 k m
F 4 9	7.39	3.56m	長さ 87.0 k m	幅 14.5 k m
F 5 1	7.17	2.74m	長さ 48.0 k m	幅 16.0 k m
F 5 2	7.34	3.34m	長さ 70.0 k m	幅 16.1 k m
F 5 3	7.21	2.86m	長さ 60.0 k m	幅 14.0 k m



2 津波シミュレーション結果

(1) 主な計算条件

- ア 潮位は敦賀港検潮所及び三国験潮場の朔望平均満潮位の統計値（年平均値を過去10年間で平均）を用い、地域海岸ごとに初期潮位を設定した。
- イ 河川内の水位は、平水流量、又は、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。
- ウ 地震による地殻変動は、海域は隆起・沈降を考慮し、陸域は隆起を考慮せず沈降のみ考慮した。
- エ 各種構造物の取扱条件は、地震や津波による各種施設の被災を考慮して設定するとともに、全ての構造物について、津波が構造物を越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の構造物の形状は「なし」とした。

(2) 市の全海岸線での最大津波高及び最大津波到達時間

津波が最も高くなる断層	最大津波高 (m) ※1	最大津波到達時間 (分) ※2
F 5 2	0.9 ~ (大比田付近) 4.7	11 ~ 169

※1 海岸線から約 30m沖合の地点における津波を東京湾平均海面 (T.P) から測った高さで最大のもの

※2 海岸線から約 30m沖合の地点における地震発生後から最大津波が到達するまでの時間

(注) この結果は、現在の科学的知見を基に計算したものであるが、想定よりも高い津波が襲来する可能性がないとは限らない。

(3) 市の全海岸線での最短の影響開始時間

津波が最も早く到達する断層	影響開始時間 (分) ※
F 5 2	1分未満 ~ 26

※ 海岸線から約 30m沖合の地点における、地震発生後の海面に±20cmの海面 (水位) 変動が生じるまでの時間

(4) 市の住宅がある主要地点での最大津波高及び最大津波到達時間

地点名	津波が最も高くなる断層	最大津波高 (T.P m) ※1	最大津波到達時間 (分) ※2	(参考)	
				住宅がある区間の道路上での浸水深 (目安) (m) ※3	道路名
大比田	F 5 2	4.6	34	0.1mまで	県道大谷杉津線
横浜	F 5 2	4.0	34	0.1~1.0m	市道横浜1号線
江良	F 5 3	1.8	45	浸水なし	国道8号
赤崎	F 5 3	2.0	77	浸水なし	国道8号
敦賀港	F 5 2	2.3	44	0.1mまで	川崎松栄臨港線
縄間	F 5 2	1.9	48	0.1~0.4m	県道竹波立石縄間線
浦底	F 5 2	1.9	36	0.1~0.8m	臨港道路
立石	F 4 9	1.7	79	浸水なし	県道竹波立石縄間線
白木	F 5 3	3.3	28	浸水なし	県道竹波立石縄間線

※1 海岸線から約 30m沖合地点での津波を東京湾平均海面 (T.P) から測った高さで最大のもの

※2 海岸線から約 30m沖合地点での地震発生後から最大津波高となるまでの時間

※3 住宅地での浸水深の目安とするため、津波浸水想定図から読み取った海岸沿いの住宅に接する道路上の浸水深。海岸沿いの道路より地盤が低い施設等

は、浸水深が大きくなる可能性がある。

(5) 市の浸水面積

63ha

※ 浸水面積は、河川等を除いた陸域において、1cm以上の浸水が発生する面積で、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域の最大範囲を重ね合わせて表したもの

第4節 防災ビジョン

1 定義

防災ビジョンは、中長期的、総合的な視点のもとに本市の防災施策の基本を定めるものである。

2 防災ビジョンの目標

●災害に強いまちづくり

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道行政等と、民間のライフライン関係機関との連携を保ち、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、ハード面の整備とソフト面の対策を組み合わせることで都市の防災対策を促進させるとともに、「自助、共助、公助」がバランスよく機能するよう、地域住民主体の自主防災組織の構築や他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

3 具体的施策

(1) 災害に強い都市基盤づくり

- ア 砂防
- イ 急傾斜地崩壊防止
- ウ 河川改修
- エ 海岸保全
- オ ライフライン施設
- カ 避難施設

(2) 要配慮者対策の確立

- ア 支援体制
- イ 救護体制

(3) 緊急事態管理体制の確立

- ア 緊急体制
- イ 通信連絡網
- ウ 相互応援体制

(4) 市民協力体制の確立

- ア 自主防災体制
- イ 協力団体

第2章 災害予防計画

節	項	目
1	防災知識普及計画	
2	自主防災組織育成計画	
3	ボランティア育成・確保計画	
4	避難対策計画	
5	防災訓練計画	
6	飲料水、食糧、生活必需品の確保計画	
7	要配慮者災害予防計画	
8	医療救護予防計画	
9	津波災害に備えるまちづくり計画	
10	火災予防計画	
11	浸水予防計画	
12	津波災害防止計画	
13	建築物災害予防計画	
14	交通施設災害予防計画	
15	上下水道施設災害予防計画	
16	通信施設、放送施設災害予防計画	
17	電力施設、ガス施設災害予防計画	
18	危険物等災害予防計画	
19	積雪期の地震災害予防計画	
20	広域的相互応援体制整備計画	
21	交通輸送体系整備計画	
22	緊急事態管理体制整備計画	

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

実施担当	市民生活部、教育部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

津波災害対策は市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人一人に対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 普及の内容

- (1) 地震、津波に関する一般知識（避難行動、津波の特性、津波に関する想定・予測の不確実性等）
- (2) 敦賀市地域防災計画の概要
- (3) 地震・津波災害事例
- (4) 敦賀市における被害想定
- (5) 危険地区、危険物等に関する知識
- (6) 平常時の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え）
- (7) 最低3日間、推奨1週間分の水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- (8) 大津波警報・津波警報・津波注意報の内容と入手方法
- (9) 地震、津波発生時の心得
- (10) 津波警報等発表時や避難指示発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (11) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備
- (12) 各機関の地震・津波対策
- (13) その他必要な事項

2 普及の方法

(1) 一般啓発事業

ア 防災啓発情報の提供

広報つるが、パンフレット、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネットのホームページ、SNS等を通じて、防災啓発情報を提供する。

- イ 防災まちづくり講座の開設
防災まちづくり講座を開設し、講義と見学を通じて市民の防災まちづくりへの参加を推進する。
- ウ 講座、防災特集番組の放映
防災まちづくり講座の収録、防災啓発番組の作成等により、全世帯にCATV防災放送を通じて放映する。

(2) 出向啓発事業

- ア 防災展示コーナーの設置
地域の防災訓練や防災イベントに防災展示コーナーを設置し、防災意識の向上を図る。
- イ 自主防災組織との交流
自主防災組織が実施する研修会に参加し、行政と地域の防災交流を深める。
- ウ 防災用品の購入助成事業の企画
防災用品の購入助成事業を企画し、市民の災害への備えを推進する。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、津波災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見等を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校における防災教育

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指

導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

- 1 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得を図る。
 - (1) 学校教育における防災知識の指導
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 学校行事等における指導

- 2 学校は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

- 3 教職員に対して災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

- 4 教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 事業所等における防災教育

市は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加や防災体制の整備の呼びかけなどの防災に関するアドバイスを行う。

また、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）や中小企業等による事業継続力強化計画の策定について普及啓発に努める。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は自動車の運転者及び使用者に対し、徒歩避難の原則等の津波災害発生時における自動車の運行措置について防災教育を実施する。

第7 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐

震化の推進や津波災害時の防災教育の実施について指導する。

第8 船舶及び港湾関係者等の防災教育

港湾管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルの整備について指導する。

第9 災害教訓の伝承

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災組織育成計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

広域にわたり甚大な被害をもたらす津波災害による被害を軽減するためには、住民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

市は、災害発生時に、行政と住民及び事業所等が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各町内及び事業所等における自主防災組織の育成、強化を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 組織化の推進

津波災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できることから、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、町内会活動に防災活動を組み入れることなどにより、早期に各町内の実情に応じた組織化を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため防災情報システムを確立する。
- イ 津波ハザードマップを活用した周辺地域における津波災害の危険性の把握及び防災意識の普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施し、また県、市が行う訓練に積極的に参加する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- オ 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。
- カ 住民が非常食、救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。
- ク 避難路及び避難場所のチェックと確認（避難所となる学校等との連携・協力）を図る。
- ケ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策の啓発を図る。

- コ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決めの啓発を図る。
- サ 一人暮らしの高齢者等要配慮者の把握を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、市等に通報する。
- イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ウ 被災者の救出救護にあたる。
- エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- オ 出火した場合は、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。
- カ 傷病者、障がい者、高齢者等の要配慮者にも十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- キ 震度4程度以上の強い地震や、弱い地震でも長時間揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難するよう呼びかける。
- ク 遠地震の発生時などの地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難するよう呼びかける。
- ケ その他、炊き出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害発生時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

3 地域防災連絡協議会の設置

自主防災組織の活動活性化のため、各自主防災組織の代表者によって組織する地域防災連絡協議会を設置する。

(1) 活動内容

地域防災連絡協議会は、当会則に基づき、自主防災組織に対し防災意識の普及啓発、防災訓練の実施等を図るとともに、自主防災組織間相互の協調・交流を行うよう努める。

(2) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、消火ホース等防災資機材の購入、防災訓練等の実施並びに防災士の資格取得について助成、支援する。

4 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区区長会などの機会をとらえて自主防災組織づくりを早急に推進する。

また、自主防災組織活動マニュアル等に基づき、自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的かつ地区別に研修会を催して活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、リーダー研修会にも積極的に参加者を募ることとする。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫並びに倉庫用地について助成、協力する。

また、自主防災組織の実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。

(4) 講習会の開催

各地区において初期消火及び応急救護などの講習会を開催する。

また、行政、自治会、消防団、婦人会等の各種団体と連携した図上訓練等の各種訓練の実施促進を図る。

特に、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営図上訓練）等を活用し、自助、共助の重要性の理解促進を図る。

第3 事業所等における自衛消防組織

1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるとともに、平常時及び災害時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の中で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため、防災情報システムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

- ウ 防災訓練を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

- ア 事業所等内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- エ 避難誘導措置をとる。
- オ 負傷者の救出救護にあたる。
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 市の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所等及び多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、市は指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）の策定に向けての商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

さらには、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携、再編

地域における自主防災組織と事業所等における自衛消防組織とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防

災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

<資料編>

資料 2-1 自主防災会一覧

資料 2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料 2-3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

資料 2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

資料 2-5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

第3節 ボランティア育成・確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部
------	-------------

地震災害対策編第2章第3節を参照。

第4節 避難対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、教育部
------	-----------------

第1 計画の方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、市民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、津波災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

また、最大クラスの津波に対して、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、避難施設の整備その他避難対策の強化などの取り組みを進める。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する災害及びその二次災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害及び津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることができる。

- (1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等また安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること
- (2) 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有すること
- (3) 都市公園等のオープンスペースについては津波浸水深以上の高さを有すること
- (4) やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

2 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。
指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること及び指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第3 指定避難所

1 指定避難所の指定

市は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、避難が長期化した場合に備えて被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

2 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指

定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

4 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、段ボールベッド、パーテーション、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を利用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

なお、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

避難所は次の表の階層ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。

[階層ごとの施設・設備]

階 層	施 設 ・ 設 備
町内会	・ 町内の会館や社寺広場等を自主参集場所として設定 ・ 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	・ 各小中学校等を避難所として設定 ・ 地区公民館等を地域対策支部として設定 ・ 情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄

	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部室）を整備 ・避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・敦賀市福祉総合センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備

5 避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第4 津波避難ビルの指定

市は、津波浸水予想地域において、時間的猶予等の問題から、津波避難困難者となる可能性の高い地域住民等を対象とした一時退避のための施設を施設管理者から同意を得た上で、津波避難ビルとして指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

第5 避難路等避難誘導体制の整備

徒歩による迅速かつ安全な避難を確保するため、指定緊急避難場所等までの避難路をあらかじめ設定し、夜間や土地に不慣れな方にもわかりやすい避難誘導標識や案内板、海拔表示板などを計画的に整備し、津波ハザードマップ等を作成・活用することにより、市民に対して周知徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所等への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波に対する防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到

達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

第6 避難所運営体制の整備

1 災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難者の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

3 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

第7 広域避難のための体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第8 感染症の自宅療養者の避難確保

県（二州健康福祉センター）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染

症を含む。) 発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

<資料編>

資料 3-1 都市公園一覧

資料 1 1-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料 1 3-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料 1 3-2 福祉避難所一覧

資料 1 4-1 2 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定 (敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会)

第5節 防災訓練計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

地震災害対策編第2章第5節を参照するほか、津波災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、産業経済部、建設部、水道部
------	---------------------------

地震災害対策編第2章第6節を参照。

第7節 要配慮者災害予防計画

実施担当	福祉保健部、建設部
------	-----------

地震災害対策編第2章第7節を参照。

第8節 医療救護予防計画

実施担当	福祉保健部、病院部、消防部
------	---------------

地震災害対策編第2章第8節を参照。

第9節 津波災害に備えるまちづくり計画

実施担当	建設部、まちづくり観光部
------	--------------

第1 計画の方針

市は、津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強いまちづくりに努める。

そのため、市及び防災関係機関は、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進する。

第2 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- 1 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難場所や避難路等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じるものとする。
- 2 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

第3 津波に強いまちづくりの形成

- 1 徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、

中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

2 地域防災計画と都市計画等との連携

県及び市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

3 津波浸水想定の設定

県及び市は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等、又は、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

4 ハザードマップの整備

市は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

5 津波フラッグの普及啓発

県及び市は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

6 減災のための総合的な取組みの推進

県及び市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

7 デジタル技術の活用

県及び市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第4 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第5 建築物の安全化

県、市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、県及び市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

<資料編>

資料 3-1 都市公園一覧

資料 3-2 道路の状況

資料 3-3 河川の状況

第 10 節 火災予防計画

実施担当	市民生活部、水道部、消防部
------	---------------

地震災害対策編第 2 章第 10 節を参照。

第 1 1 節 浸水予防計画

実施担当	建設部、産業経済部、水道部
------	---------------

第 1 計画の方針

市は、地震・津波が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震・津波の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は、甚大なものになると予想されることから、大規模地震・津波による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検調査、整備等を行う。

第 2 危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

1 危険箇所の点検

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所点検調査を行う。

2 情報連絡体制の整備

円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関との連絡体制の強化を図る。

第 3 水防施設等の整備

1 河川管理者は、河川水位及び雨量等の観測施設の適切な維持管理に努める。

2 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性、耐浪性を向上させる。

3 水防管理団体は、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第 4 危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第 5 浸水対策工事の計画的施行

1 河川改修事業（市管理河川）

(1) 準用河川改修事業

(2) 都市小河川改修事業

2 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 檜曲地区（県営）

(2) 杉箸地区（県営）

第6 警戒避難体制の整備

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

1 津波災害警戒区域

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下施設又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

また、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

市は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

<資料編>

資料3-3 河川の状況

資料4-1 重要水防区域一覧

資料6-10 水閘門管理者一覧

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

第12節 津波災害防止計画

実施担当	関係部局
------	------

第1 計画の方針

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第2 海岸保全区域の指定

海岸法の規定に基づき、津波の被害から防護すべき海岸区域を、海岸保全区域として指定し、保全区域内の維持管理に万全を期する。

第3 警戒避難体制の整備

1 津波情報等の伝達体制の整備

(1) 伝達協力体制の整備

ア 各防災関係機関は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

イ 各防災関係機関は、休日、夜間、休息時における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

ウ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

(2) 津波情報伝達施設の整備

沿岸市長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による市防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

(3) 避難指示等の発令基準

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

ア 避難対象地域の指定

津波警報発表時の避難指示区域について次のとおり定める。

地区	区名
東浦	鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、拳野、阿曾、杉津、横浜、大比田
西浦	二村、名子、縄間、常宮、杓、手、色浜、浦底、明神町、立石、白木 1丁目・白木2丁目
北	金ヶ崎町、港町、栄新町、曙町、天筒町、桜町、蓬莱町、元町、相 生町、神楽町1丁目、神楽町2丁目、角鹿町
南	清水町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、白銀町
西	津内町1丁目、津内町2丁目、川崎町、松栄町、結城町、三島町1丁 目、三島町2丁目、三島町3丁目、開町、呉竹町1丁目、呉竹町2丁 目
松原	松島町、松島町2丁目、櫛川

(4) 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、沿岸市町長は震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

この場合において、市町は地域防災計画に監視者、監視場所、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めておくものとする。

(5) 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、沿岸市町は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、第3章第9節「避難計画」に定めるところにより、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第4 海岸保全事業等の施工

1 海岸保全事業

(1) 農地海岸保全

農林水産省農村振興局の要保全海岸においては、防波堤、離岸堤等侵食工法を実施するとともに、高潮対策必要区域の調査に基づき、高潮対策工を実施する。

(2) 漁港海岸保全

農林水産省水産庁所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

(3) 林地海岸保全

農林水産省林野庁所管の保安林指定地域においては、林地保全施設の整備を行

う。

(4) 港湾海岸保全

国土交通省港湾局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

(5) 建設海岸保全

国土交通省水管理・国土保全局所管の要保全海岸においては、海岸保全施設の整備を行う。

2 河川、河口の津波対策

河川管理者は各所管の河川管理施設の整備を行う。

第 1 3 節 建築物災害予防計画

実施担当	関係部局
------	------

地震災害対策編第 2 章第 1 3 節を参照するほか、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。そのため、防災上重要な公共建築物はできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

第 1 4 節 交通施設災害予防計画

実施担当	建設部、産業経済部、まちづくり観光部、西日本旅客鉄道（株）、 港湾管理者
------	---

地震災害対策編第 2 章第 1 4 節を参照。

第 1 5 節 上下水道施設災害予防計画

実施担当	市民生活部、水道部
------	-----------

地震災害対策編第 2 章第 1 5 節を参照。

第 1 6 節 通信施設、放送施設災害予防計画

実施担当	西日本電信電話（株）福井支店、各放送事業者
------	-----------------------

地震災害対策編第 2 章第 1 6 節を参照。

第 1 7 節 電力施設、ガス施設災害予防計画

実施担当	北陸電力（株）敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス（株）他
------	----------------------------

地震災害対策編第 2 章第 1 7 節を参照。

第18節 危険物等災害予防計画

実施担当	消防部、敦賀海上保安部
------	-------------

地震災害対策編第2章第18節を参照。

第19節 積雪期の津波災害予防計画

実施担当	建設部、まちづくり観光部、関係各部
------	-------------------

地震災害対策編第2章第19節を参照。

第20節 広域的相互応援体制整備計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

地震災害対策編第2章第20節を参照。

第21節 交通輸送体系整備計画

実施担当	総務部、建設部、敦賀警察署、敦賀海上保安部 他
------	-------------------------

地震災害対策編第2章第21節を参照するほか、津波の浸水予想区域にかかる道路がある場合は、あらかじめ迂回路を検討しておく。

第22節 緊急事態管理体制整備計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

地震災害対策編第2章第22節を参照するほか、津波からの一時避難施設として、浸水予想地域の高層階の建物管理者の同意を得て一時避難施設としての確保を図る。

第3章 災害応急対策計画

節	項	目
1	応急活動体制計画	
2	広域的応援対応計画	
3	自衛隊災害派遣要請計画	
4	ボランティア受入計画	
5	地震・津波に関する情報等の伝達計画	
6	災害情報収集伝達計画	
7	通信運用伝達計画	
8	災害広報計画	
9	避難計画	
10	被災者救出計画	
11	要配慮者応急対策計画	
12	医療救護計画	
13	消防応急対策計画	
14	水防計画	
15	災害警備計画	
16	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	
17	緊急輸送及び障害物の除去計画	
18	交通施設応急対策計画	
19	上水道、下水道施設応急対策計画	
20	通信、放送施設応急対策計画	
21	電力、ガス施設応急対策計画	
22	危険物施設等応急対策計画	
23	住宅応急対策計画	
24	廃棄物処理計画	
25	防疫、食品衛生計画	
26	遺体の捜索、処理、埋葬計画	
27	教育再開計画	
28	災害救助法の適用に関する計画	
29	要員確保計画	
30	生業に必要な資金の貸与計画	
31	物価対策計画	

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

実施担当	総務部、市民生活部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

市域に地震・津波が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を行うため、次の組織を設置する。

- 1 災害警戒本部
- 2 災害対策本部

第2 市の配備体制

職員の配備体制の基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備時期	配備内容	配備人員
災害警戒本部	津波 第2配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に津波注意報が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、災害応急活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする 2 事態の推移に従い、速やかに第3配備体制に移行し得る体制とする 	別表1区分による指定職員
災害対策本部	第3配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に津波警報が発表されたとき 2 県内に大津波警報が発表されたとき 3 その他市長が必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする（全職員での活動） 	全職員

注：本市の津波注意報、津波警報は津波予報区の福井県に該当する

注：会計年度任用職員等は、業務に応じて各部(班)の判断により調整することとする。

第3 災害警戒本部

1 設置

災害警戒本部は、県内に津波注意報が発表されたとき、津波情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、発表時刻に設置する。

2 組織

- (1) 災害警戒本部は、別表1の部局長及び別表1に掲げる指定職員をもって構成する。
- (2) 災害警戒本部長は、危機管理監とする。
- (3) 災害警戒副本部長は、市民生活部長とする。
- (4) 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、前項に規定する者のほか、関係職員を配置することができる。
- (5) 警戒本部会議の構成員は、別表1の部局長とする。
- (6) 前号の部局長は、各部に連絡員を置き、会議に同席させることとする。
- (7) 警戒本部の事務は危機管理対策課が行う。

3 所掌事務

災害対策本部の事務分掌に基づく業務を行う。

4 会議の開催

危機管理監は、必要に応じ対策会議を開催する。

5 廃止

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 災害警戒本部の必要が認められなくなったとき

別表1 災害警戒本部指定職員

部名 (部局長)	班名	担当課	津波
			第2配備
総務部 (総務部長)	総務班	総務課	○
		契約管理課	
		情報管理課	○
	広報渉外班	秘書課	○
		広報広聴課	○
	輸送物資(罹災証明)班	税務課	○
債権管理課		○	
企画政策部 (企画政策部長)	情報班	政策推進課	○
		原子力安全対策課	○
	財政班	財政課	
		会計課	
市民生活部 (市民生活部長)	総合班	危機管理対策課	○
	生活環境班	環境政策課	
		清掃センター	
		衛生処理場	
		敦賀斎苑	
		生活安全課	
		市民課	
市民協働課			
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉(ボランティア)班	地域福祉課	○
		子育て政策課	
		保育課	
		国保年金課	
	救護班	長寿健康課	
産業経済部 (産業経済部長)	商工班	商工貿易振興課	○
	農林水産班	農林水産振興課	○
まちづくり観光部 (まちづくり観光部長)	都市観光班	まちづくり推進課	○
		交通政策課	○
		観光誘客課	
		人道の港発信室	
建設部 (建設部長)	土木班	道路河川課	○
		公共交通用地対策室	○
	住宅班	住宅政策課	
水道部 (水道部長)	上下水道班	経営企画課	
		上水道課	
		下水道課	○
病院部 (敦賀病院事務局長)	病院班	総務企画課	
		医療サービス課	
教育部 (教育委員会事務局長)	避難班	教育総務課	○
		学校教育課	○
		生涯学習課	
		文化振興課	
		スポーツ振興課	
特設部 (議会議務局長、監査委員事務局長)	特設班	議会議務局	
		監査委員事務局	
消防部 (消防長)	消防班	消防本部各課 敦賀消防署	○

注：担当課指定職員の構成は、第2配備は2班編成とする。

ただし、班編成は業務に応じて担当課が必要人員を考慮したうえで組織する。

第4 災害対策本部

1 敦賀市災害対策本部の設置及び廃止基準

市長は、次の場合に敦賀市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、または廃止する。

(1) 設置の時期

地震・津波に伴う本部の設置基準は次のとおりとし、発表時刻に設置する。

- ア 県内に津波警報が発表されたとき。
- イ 県内に大津波警報が発表されたとき。
- ウ その他津波に関する災害で市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の時期

災害応急対策がおおむね完了した場合、または市域において災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められるとき。

2 設置場所

本部は、市役所内に設置する。

ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと市長が判断した場合は、別途指示するところに本部を設置する。

3 本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

本部が設置された場合、直ちに県（危機管理課）及び防災関係機関にその旨を通知または報告する。

また、県（災害対策本部長）は、市が本部を設置した場合は、直ちに職員を本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の総合調整等を行わせる。

防災関係機関への通知方法

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市民	情報班長 (政策推進課長) 広報渉外班長 (秘書課長)	防災情報伝達システム、CATV 防災放送、コミュニティFM、インターネット、広報車、報道機関
県知事 警察署長 その他防災関係機関	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、 電話、口頭、その他迅速な方法
災害時応援協定締結市町村 福井県内市町 各務原市 向日市 水戸市等	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、 防災インターネット、電話、口頭、 その他迅速な方法
報道機関	広報渉外班長 (秘書課長)	電話、口頭または文書

4 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 本部長付に教育長をもってあてる。
- (4) 本部員は各部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長並びに消防長をもってあてる。
- (5) 本部連絡員は各部長より指名した者をもってあてる。
- (6) 本部に部をおき、各部長は部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (7) 各部に班を置き、班長は各班を指揮監督し、班員は班長の命を受けて応急対策に従事する。
- (8) 本部長（市長）は、指定避難所の近隣に居住する市職員及び地域の代表者を指定避難所開設支援員として委嘱し、地震等の災害発生時に、自発的に指定避難所の開設を行い、迅速な避難行動につなげる。
- (9) 組織及び事務分掌は、別表2及び別表3のとおりとする。

5 本部の運営

(1) 本部員会議の開催

本部に、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び必要に応じその他の職員で構成する本部員会議を置く。

本部員会議は、次の事項について協議する。

- ア 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ウ 本部及び地域対策支部相互の調整に関する事項

- エ 本部及び現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- オ 防災関係機関との連携に関する事項
- カ 国、県及び公共機関に対する応援要請に関する事項
- キ その他重要な災害応急対策に関する事項

(2) 本部連絡員の派遣

各部は、市長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議に派遣する。本部連絡員は各部長が指名する者をもってあてる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部に派遣する。本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

(3) 班長会議の開催

必要に応じて班長会議を行う。

(4) 本部の庶務

本部の庶務は、総合班が各部、関係機関の協力を得て行う。

6 地域対策支部

(1) 地域対策支部の設置

第3 配備体制を敷いたときは、必要に応じ地域対策支部（以下「支部」という。）を置き、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動にかかわる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、市長に応急対策の実施状況を報告する。

また、支部の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

(2) 設置場所

各地区の支部の設置場所は、次のとおりとする。なお、下記に設置できないときは、市長が指定する公共施設とする。

地 区	設置施設
市街地（北）	北 公民館
市街地（南）	南 公民館
市街地（西）	西 公民館
松原地区	松原公民館
西浦地区	
東浦地区	東浦公民館
東郷地区	東郷公民館
中郷地区	中郷公民館
愛発地区	愛発公民館
粟野地区	粟野公民館

(3) 組織

- ア 支部長は市長が指名した者をもってあて、副支部長は施設の長をもってあてる。
- イ 支部職員は当該施設の職員をもってあてる。
- ウ 支援職員は、市長が指名した職員をもってあてる。

(4) 指揮権限者

支部長が配置されるまでの間は、施設長またはその代理者が本部と協議のうえ指揮をとる。

(5) 支部の業務は次のとおりとする。

- ア 本部との連絡調整に関すること。
 - 通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。
 - (ア) 支部を設置したとき
 - (イ) 支部を設置してから3時間後
 - (ウ) その他重要な情報を入手したとき
- イ 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- ウ 避難所との連絡調整に関すること。
- エ 被害状況等の情報収集に関すること。
- オ 初動時の応急対策活動の実施に関すること。
- カ その他支部の運営に関すること。



7 現地災害対策本部

- (1) 市長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を置き、災害応急対策を実施する。
- (2) 現地災害対策本部は被害の状況に応じた場所に設置する。
- (3) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部長付、本部員、その他職員のうちから市長が任命する。
- (4) 現地災害対策本部長は市長の指示する事務を行う。
- (5) 現地災害対策本部の要員は、市長が指名した者をもってあてる。

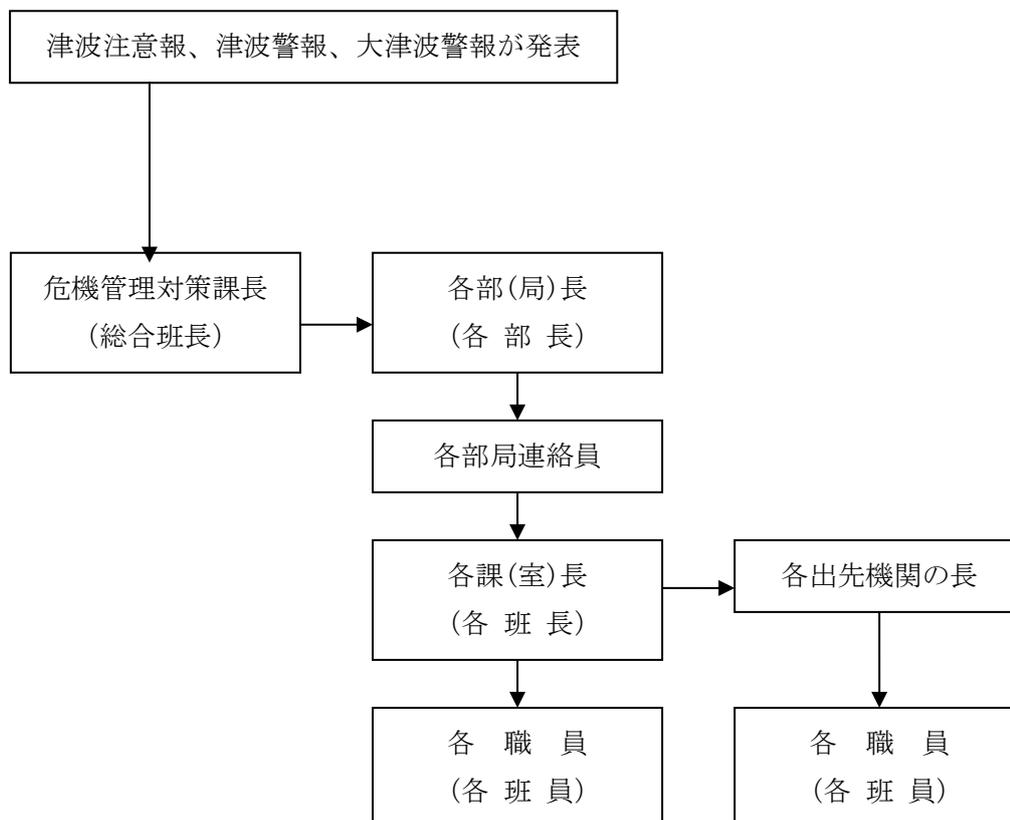
第5 配備体制の決定

市域に津波注意報、津波警報、又は大津波警報が発表されたときは、配備体制の基準により発表時刻に配備体制をとる。

第6 動員の伝達

配備体制の伝達は次のとおりとする。

ただし、勤務時間中については、この系統によらず庁内放送等で伝達することができる。



注：消防職員については消防本部の方法による。

第7 参集の方法

1 全職員自主参集

勤務時間外または休日等において県内に津波警報、大津波警報が発表されたときは、配備命令がない場合であっても自らの判断で定められた部署へ自主参集する。

全職員とは、正規職員を指すが、各部の判断により会計年度任用職員を災害活動に従事させることができる。

2 指定職員緊急参集

指定職員は、勤務時間外または休日等において県内に津波注意報が発表されたときは、動員の伝達に基づき緊急参集する。

なお、配備命令がない場合であっても自らの判断で定められた部署へ自主参集する。

3 参集場所

(1) 市内に居住する本庁職員は自己の所属課とする。なお、本庁勤務以外の職員は、自己の勤務場所とする。

ただし、自宅からの通勤距離が自己の所属課または勤務場所まで5kmを超える職員（管理職を除く）は、最寄りの支部とする。

(2) 市外に居住する職員は、自己の所属課または勤務場所とする。

4 参集状況の報告

各課長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて総合班へ報告する。

5 参集時の心構え

職員は、参集途中に被害状況を把握し、所属長に報告する。

また、参集途中に重大な被害を認めるときは、自己の判断で市民の救出を優先するが、この場合、所属や参集場所に連絡するよう努める。

第8 職員の心得

非常災害発生の際の職員の心得は、他の法令の規定によるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

1 適切な言動

本部の職員は、自らの言動によって市民に不安を与え、もしくは市民の誤解を招き、または本部の活動に反感を招かせることのないよう、適切な言動に注意しなければならない。

2 誠実な対応

本部の職員は、本部の行う応急救助、復旧等の活動に協力するため、参集した自衛隊、学生、婦人会その他一般のボランティアに対して、誠実に対応しなければならない。

3 積極的な支援

本部の職員は、所属する部班の事務に精通するよう努めるとともに、自ら本部の一員であることを自覚し、他の班における緊急要務の処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援する。

第9 複合災害体制の整備

1 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識

し、備えを充実する。

- 2 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 3 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。
- 4 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第10 その他留意事項等

1 記録

- (1) 市長の発する指令、各部班長が発する指示、連絡等の伝達並びに県、関係機関、市民等からの指示、連絡、要請、照会等の受理にあたる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、すべて記録し、受理伝達の確保に万全を期する。
- (2) 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存する。

2 腕章、標識

- (1) 本部長、副本部長、本部長付、本部員等は、災害対策活動に従事するときは、別に定める腕章を帯用する。
- (2) 災害時において災害対策活動に使用する本部の自動車には、別に定める標識を付ける。

3 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

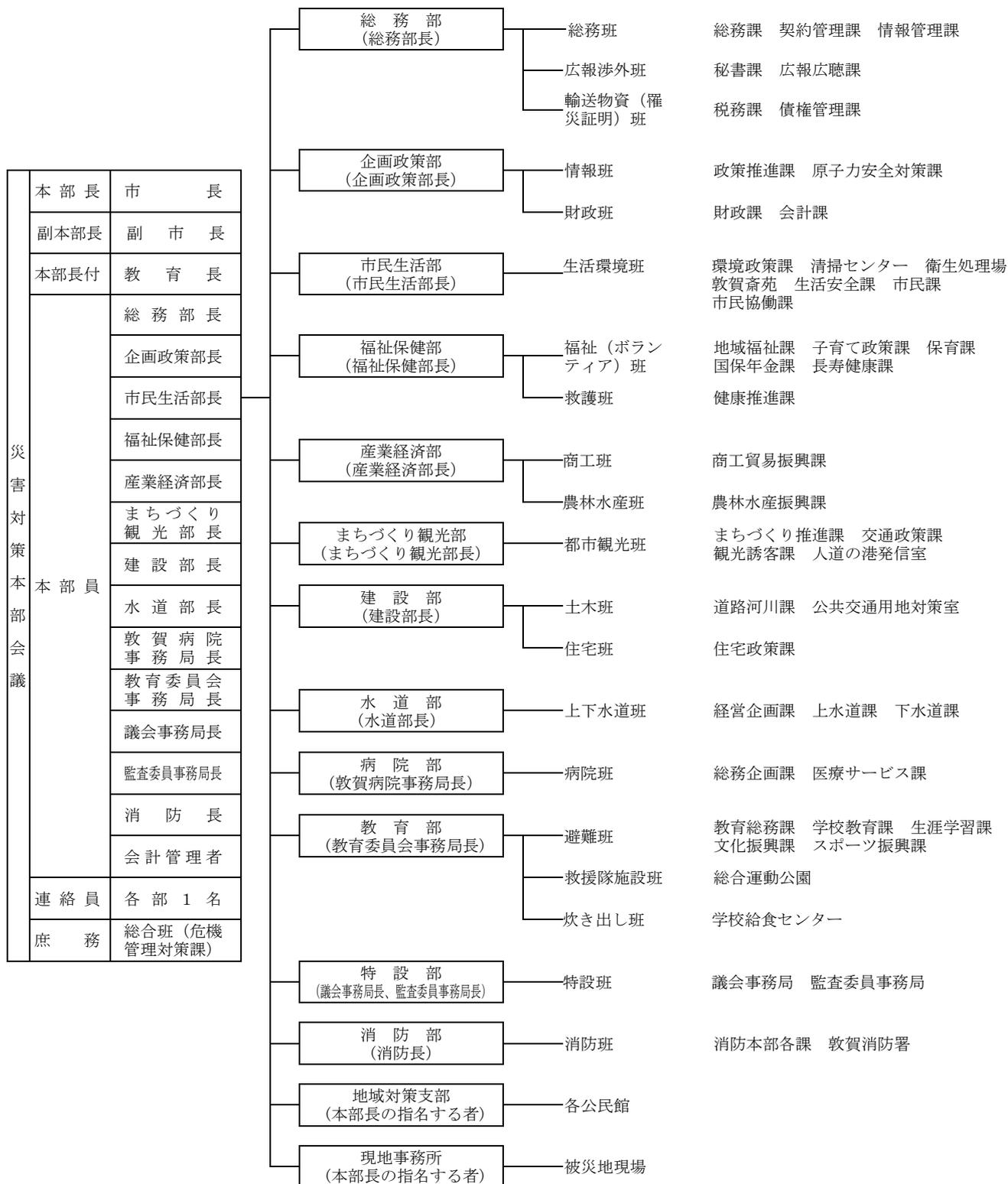
防災関係機関は、法令、防災業務計画等により、その所管事務にかかる災害応急対策を速やかに実施し、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力する。

4 その他

その他本部の活動に関する細部の事項については、市長が必要に応じ指示する。

別表2 災害対策本部の組織



別表3 災害対策本部事務分掌

部名(部局長)	班名(班長)	担当課	事務分掌
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課 契約管理課 情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の動員及び調整に関すること。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)との連絡調整に関すること。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)への応援要請及び受け入れに関すること。 ・調査団、視察団等の受け入れに関すること。 ・災害対策従事者名簿の作成に関すること。 ・職員の給食、医療等厚生に関すること。 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること。 ・災害支援システムの管理運用に関すること。 ・災害活動に関する情報処理に関すること。 ・庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。 ・市有財産の被害調査の取りまとめに関すること。 ・車両の配車管理に関すること。 ・災害用電話の設置に関すること。 ・庁舎の警備に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関すること。 ・区長との連絡調整に関すること。
	広報渉外班 (秘書課長)	秘書課 広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報に関すること。 ・災害情報の収集、記録に関すること。 ・報道機関への対応及び連絡に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。 ・義務支援、義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること。
	輸送物資(罹災証明)班 (税務課長)	税務課 債権管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び物資等の輸送に関すること。 ・応急資機材の輸送に関すること。 ・災害応急対策要員の輸送に関すること。 ・応急食料品、衣料、生活必需品の調達に関すること。 ・備蓄品の配分に関すること。 ・食料及び物資の配分に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。
企画政策部 (企画政策部長)	情報班 (政策推進課長)	政策推進課 原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国県に対する災害にかかる要望、陳情に関すること。 ・被害状況の現地調査に関すること。 ・原子力発電所の情報収集に関すること。 ・市民への情報発信に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費関係資料の作成に関すること。 ・災害応急対策費の予算措置及び出納に関すること。 ・海上災害等による補償請求に関すること。 ・一般応急資機材の調達、配分に関すること。 ・応急物資の購入等の経理に関すること。 ・災害見舞金、義援金の受け入れ及び配分に関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	総合班 (危機管理対策課長)	危機管理対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 ・本部及び連絡室の設置及び廃止に関すること。 ・職員の配備体制に関すること。 ・避難情報の発令及び解除に関すること。 ・本部及び各班の連絡調整に関すること。 ・本部会議、連絡室会議及び班長会議に関すること。 ・防災会議委員との連絡調整に関すること。 ・災害状況等の総括取りまとめに関すること。 ・応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。 ・気象その他の情報の収集伝達に関すること。 ・その他各班に属さない事項に関すること。

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌
市民生活部 （市民生活部長）	生活環境班 （環境政策課長）	環境政策課 清掃センター 衛生処理場 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の埋葬に関すること。 ・遺体安置所の確保及び収容に関すること。 ・住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関すること。 ・被害外国人への情報提供及び相談に関すること。 ・避難所での被災者の登録及び各種相談窓口に関すること。 ・避難所の管理運営の支援に関すること。 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関すること。 ・し尿等の収集及び処理に関すること。 ・安否不明者の氏名等公表に関すること。
福祉保健部 （福祉保健部長）	福祉（ボランティア）班 （地域福祉課長）	地域福祉課 子育て政策課 保育課 国保年金課 長寿健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の総合的支援の企画及び実施に関すること。 ・避難行動要支援者の支援に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・市災害見舞金及び弔慰金に関すること。 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関すること。 ・ボランティア事務所の設置に関すること。 ・ボランティア団体及びボランティアとの連絡調整、並びに受け入れ及び配置に関すること。 ・義援物資の受け入れ、配分、輸送に関すること。 ・園児の安全対策に関すること。
	救護班 （健康推進課長）	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療及び健康相談に関すること。 ・医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 ・救護所の編成、配置及び開設並びに応急治療に関すること。 ・医薬品等の確保及び配分に関すること。 ・防疫に関すること。
産業経済部 （産業経済部長）	商工班 （商工貿易振興課長）	商工貿易振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係業種の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災中小企業等への資金貸付又は融資に関すること。 ・企業・関係団体等への人的・物的支援の協力要請に関すること。 ・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関すること。 ・海上輸送にかかる船舶の借り上げに関すること。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関すること。
	農林水産班 （農林水産振興課長）	農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・主食及び生鮮食料品の確保に関すること。 ・物資集積所の管理に関すること。 ・農林漁業用施設の応急対策に関すること。 ・孤立集落の応急対策に関すること。 ・漁場、沿岸等の環境調査に関すること。 ・畜産の被害対策及び死亡獣畜の処理に関すること。 ・汚染海鳥等の保護に関すること。
まちづくり観光部 （まちづくり観光部長）	都市観光班 （まちづくり推進課長）	まちづくり推進課 交通政策課 観光誘客課 人道の港発信室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の応急対策に関すること。 ・がれきの処理に関すること。 ・倒壊家屋の解体、撤去及び処理に関すること。 ・広報車による広報活動に関すること。 ・被災宅地危険度判定に関すること。 ・交通規制に伴う指導に関すること。 ・旅行者（外国人旅行者を含む）への情報提供及び相談に関すること。 ・観光団体等への人的・物的支援の協力要請に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関すること。

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌
建設部 （建設部長）	土木班 （道路河川課長）	道路河川課 公共交通用地対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の障害物除去及び補修に関する事。 ・道路橋りょうの確保及び応急対策に関する事。 ・危険箇所等確認パトロール及び応急対策に関する事。 ・建設業会等関係機関の連絡調整に関する事。 ・土木資材及び水防資材の確保調達に関する事。 ・道路除雪に関する事。 ・緊急輸送路の維持補修に関する事。 ・土砂崩れに対する応急措置に関する事。 ・重油等漂着危険物の除去、搬送に関する事。 ・道路通行制限に関する事。 ・応急及び復旧工事にかかる広域応援の受け入れ及び調整に関する事。 ・公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
	住宅班 （住宅政策課長）	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・避難施設及び収容施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災建築物応急危険度判定に関する事。 ・建物の危険性の調査に関する事。 ・応急仮設住宅の建設に関する事。 ・応急仮設住宅の管理及び入居者の選定に関する事。 ・被害建物の現認に関する事。 ・罹災証明書の交付に伴う被害建物の現地調査に関する事。
水道部 （水道部長）	上下水道班 （経営企画課長）	経営企画課 上水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関する事。 ・上水道の応急復旧に関する事。 ・下水道の応急復旧に関する事。 ・広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。
病院部 （敦賀病院事務局長）	病院班 （総務企画課長）	総務企画課 医療サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の収容及び診療助産に関する事。 ・医療材料の調達、供給に関する事。 ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れに関する事。 ・その他応急医療に関する事。
教育部 （教育委員会事務局長）	避難班 （教育総務課長）	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の安全対策に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・学用品等の確保に関する事。
	救援隊施設班 （総合運動公園所長）	総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・救援派遣者の宿泊等に関する事。
	炊き出し班 （学校給食センター所長）	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する連絡調整及び資材の調達、供給に関する事。
特設部 （議会事務局長） （監査委員事務局長）	特設班 （議会事務局次長） （監査委員事務局次長）	議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特命事項に関する事。
消防部 （消防長）	消防班 （消防本部次長）	消防本部各課 敦賀消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出救助に関する事。 ・救急に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。 ・消防団員の動員に関する事。 ・災害情報の収集に関する事。 ・警戒監視及び被災地の被害調査に関する事。 ・広域消防応援の受け入れ及び調達に関する事。 ・避難誘導勧告に関する事。
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・各課所管及び関連施設の被害調査に関する事。 ・各課所管及び関連施設の応急対策に関する事。 ・応急対策及び復旧用応急資機材の購入に関する事。 ・各課所管の避難所の開設及び管理、運営に関する事。 ・各部、各班の相互協力に関する事。 ・部内関係の災害記録に関する事。

第2節 広域的応援対応計画

実施担当	総務部、企画政策部、市民生活部、福祉保健部、建設部、水道部
------	-------------------------------

地震災害対策編第3章第2節を参照。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

実施担当	総務部、市民生活部、建設部、水道部
------	-------------------

地震災害対策編第3章第3節を参照。

第4節 ボランティア受入計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

地震災害対策編第3章第4節を参照。

第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画

実施担当	市民生活部
------	-------

第1 計画の方針

地震・津波に関する情報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第2 津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市及び県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。また、市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

<津波情報の種類と発表内容>

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表 （発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）

（※1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（※2）この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容>

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定

の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容＞

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

<津波予報の発表基準と発表内容>

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

4 津波警報等の発表区域

福井県が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

<福井県及び周辺の県が属する津波予報区>



(1) 気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達

中枢及び福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

(2) 気象庁本庁からの予報の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から大津波警報・津波警報等の通知を受けた次に掲げる機関は、別に定める伝達先及び伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

ア 福井地方気象台

イ 福井県警察本部

ウ 西日本電信電話（株）及び東日本電信電話（株）

エ 日本放送協会福井放送局、福井放送(株)及び福井テレビジョン放送(株)は緊急警報放送を行う。

(3) 県の措置

福井地方気象台から伝達を受けた県危機管理課職員（時間外は気象連絡員）は、県防災行政無線により県出先機関、市町及び消防本部へ伝達する。

(4) 市の措置

県等から伝達を受けたときは、速やかに市民及び所在の官公庁等へ伝達する。

(5) その他の防災関係機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

2 地震及び津波に関する情報の伝達

(1) 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部及び福井地方気象台が福井県を対象区域として地震及び津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

(2) 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震及び津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。

3 震度情報ネットワーク等の活用

震度情報ネットワークとは、県内すべての市町に地震計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するシステムである。地震を覚知したときはこれにより震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。また、県が今後導入を検討する被害予測システムにより、本市の被害を推定するなどして初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第4 沿岸住民等の避難、誘導體制

1 沿岸住民等への避難指示

(1) 大津波警報・津波警報が発表されたとき

大津波警報・津波警報が発表され、県等から伝達を受けた場合は、直ちに防災情報伝達システム、CATV防災放送、コミュニティFM、広報車等により海浜にいる者及び付近の住民に対し警報内容と避難指示を広報する。

(2) 津波注意報が発表されたとき、又は津波予報が発表されないとき

沿岸住民等の津波による被害を防止するため、津波注意報が発表されたとき、又は津波予報が発表されていない場合でも強い地震を感じたときや、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長の判断を受けて、総合班が海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示することができる。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、市町からの避難指示発令とみなすことができる。

津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。

津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する。

2 避難指示の助言

指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。

市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 避難誘導體制

市は、海浜にいる者及び付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

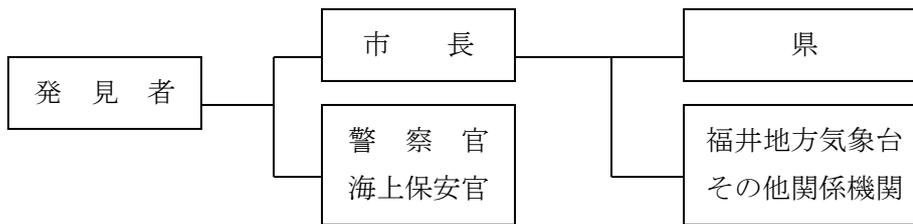
また、海岸付近の住民は、大津波警報・津波警報が発表されたときや震度4以上の強い地震を感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所または高台に速や

かに避難する。

その際、身体の不自由な者や高齢者等の避難行動要支援者の避難支援を互いに協力して行う。

第5 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



1 市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な高波、うねり、潮位、河川水位等があったとき。
- (2) 震度4以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 市長からその他の関係機関への通報は、本章第6節災害情報収集伝達計画に定めるところにより行う。

<資料編>

資料1-2 気象庁震度階級表

資料8-13 津波警報等の伝達経路図

資料8-14 県警察の津波予報伝達系統図

資料8-15 敦賀海上保安部の津波予報伝達系統図

資料8-22 津波標識

第6節 災害情報収集伝達計画

実施担当	企画政策部、市民生活部、消防部
------	-----------------

地震災害対策編第3章第6節を参照。

第7節 通信運用伝達計画

実施担当	市民生活部
------	-------

地震災害対策編第3章第7節を参照。

第8節 災害広報計画

実施担当	総務部、企画政策部、市民生活部
------	-----------------

地震災害対策編第3章第8節を参照。

第9節 避難計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

地震時に際して津波災害等の発生の危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を取り、速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難の指示

1 実施責任者及び実施の基準

	実施責任者	措置	実施の基準	その他
避難指示	市長 (災害対策基本法60)	立退きの指示及び立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき	速やかに知事(県危機管理課)に報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事に報告
	知事又はその命を受けた県職員 水防管理者(水防法29)	立退きの指示	地震に伴う津波の襲来により著しく危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。	敦賀警察署長に通知
	知事又はその命じた職員 (地すべり等防止法25)	立退きの指示	地震に伴う地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。	敦賀警察署長に通知
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きの指示及び立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	市長が避難の措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	直ちに市長に通知 市長は、速やかに知事(県危機管理課)に報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事に報告
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を發し、及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	順序を経て公安委員会に報告
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の必要な措置	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。	順序を経て防衛庁長官の指定する者に報告

退去等	消防吏員又は消防団員・現場にある警察官 (消防法28、同法36)	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限	火災その他の災害現場において、消防警戒区域を設定する。	
	消防長又は消防署長・警察署長(消防法23の2)	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限区域内の火気使用制限	火災警戒区域を設定する。	警察署長は直ちに消防長に通知
	警察官 警察官職務執行法第4条	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる	順序を経て公安委員会に報告
	自衛官 自衛隊法第94条	避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り)	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。	順序を経て防衛庁長官の指定する者に報告

2 避難指示の伝達

(1) 伝達方法

市民等への避難指示の伝達は、CATV防災放送、コミュニティFM、防災情報伝達システム、TonBメール・緊急速報メール、インターネット、広報車、サイレン等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

(2) 伝達内容

- ア 避難指示の伝達者の名称
- イ 避難指示の実施者
- ウ 避難指示の理由
- エ 対象となる地域(地区名等)
- オ 避難先、避難経路等
- カ その他注意事項

3 県への報告

避難のための立退きを指示した場合は、次の事項について知事(県危機管理課)に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事(県危機管理課)に報告する。

- (1) 避難指示等の理由
- (2) 避難指示を発令した地域
- (3) 世帯数及び人員

(4) 立退き先

4 警戒区域の設定

市長、警察官、海上保安官等は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、禁止または退去を命じる。

警戒区域を設定した場合は、敦賀警察署及び消防本部にその旨を通報し、警察官等と協力して当該区域からの退去、立入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置又はロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は道路を封鎖する。

第3 避難方法

1 事前準備

避難に際して、次の点を周知及び徹底させる。

- (1) 避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3日分程度の食糧、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。
- (3) 服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
- (4) 可能な限り氏名票を携行する。
- (5) 盗難等の予防に備えておくこと。
- (6) 工場、事業所等にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイド、生石灰等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

2 避難誘導

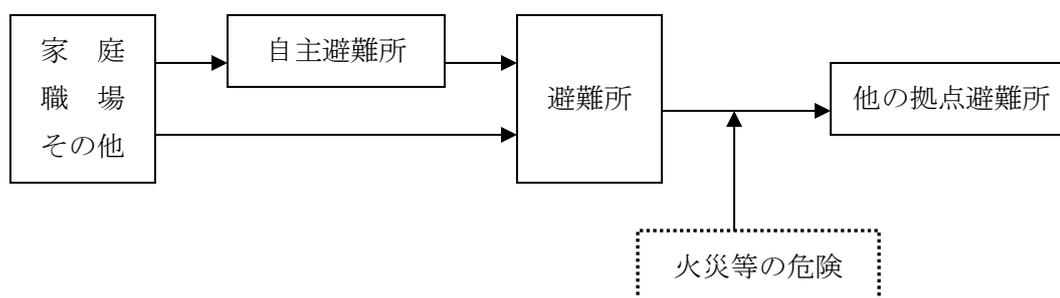
- (1) 避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合は、その定めた者）とし、誘導員は警察官、消防職員及び消防団員等があたり、地元町内会、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 誘導にあたっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、避難所が遠方の場合には状況に応じ車両による輸送を行う。
- (3) 誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
- (4) 避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警

ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
(5) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の安全な避難所へ誘導する。

3 避難誘導等に従事する者の安全確保

市は、職員、消防団、水防団、警察官、自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

避難誘導の流れ



第4 避難所の開設と被災者の受け入れ

市長は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また、指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報するものとする。

1 指定避難所の選定

市長は、災害時は原則としてあらかじめ指定する指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、教育部に指定避難所の開設を指示する。災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努める。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、災害時の避難をより適切、有効なものにするため、避難所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

- (1) 津波、洪水、高潮の場合は平坦な場所、川沿いを避けた高地
- (2) 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所
- (3) 地震の場合は、大地震を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地

2 受入対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者
- (3) 避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設

市長の命を受け、避難班は班員を施設に派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

- ア 避難班は避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- イ 施設管理者は本部からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。
- ウ イの場合、施設管理者は児童生徒または施設利用者の安全確保に十分留意するとともに、避難班に職員の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外の場合

- ア 避難班は地震発生後直ちに避難所となる施設管理者を招集するとともに、自ら避難所に参集し、避難所を開設する。
- イ 施設管理者は直ちに関係職員を参集させ、避難班職員とともに、避難者の応急収容を行う。
- ウ 施設管理者及び避難班は、地震発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

4 県への報告等

市長は、避難所を開設したときは下記事項を知事に報告するほか、敦賀警察署等に通報する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

第5 避難所の管理、運営

1 運営管理

(1) 運営管理体制の整備

- ア 避難所の運営管理は、避難班等の派遣職員があたる。避難班職員は災害対策本部との緊密な連絡体制のもと避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理を行う。
- イ 派遣職員が到着するまでは、施設管理者が運営管理を行う。また、施設管理者は施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

- ウ 学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において職員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。
- エ 避難所生活では情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、避難所の運営を避難者と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として避難者が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- オ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- カ 避難所設置施設の平常業務再開に向けては、施設管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。
- キ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ク 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等を勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ケ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(2) 生活環境の整備

- ア 避難所の生活環境を確保するため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じるものとする。
- イ 保健衛生面はもとより、プライバシーの保護や、要配慮者等への対応、家庭動物との同行避難対策、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体

的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市は、福井県防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

ウ 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳用室の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ 性別に関係なく使えるトイレやスペースの設置など性的少数者に配慮した避難所の運営に努める。

オ 女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 避難者情報の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努める。

(5) 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(6) 車中避難者への配慮

車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の対策を図る。

(7) 感染症対策の実施

感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

なお、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総合班と救護班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

2 要員の確保

避難所の管理運営に要する人員が不足する場合は、他部からの応援要請、派遣職員
の要請、施設管理者の要請等により人員の確保を図る。

3 避難所における業務

運営管理責任者は、避難所を開設したときは施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、あらかじめ定める「避難所運営マニュアル」に基づき、次の活動を行う。なお、避難所に係る記録、報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(1) 一般的業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者に対する情報の伝達
- ウ 救護所の設置場所の選定
- エ 避難所に配布された食糧等物資の管理
- オ 給食時間の調整
- カ 救助食糧等の配布
- キ 仮設トイレの設置及び維持管理
- ク 避難所の自治組織結成の促進
- ケ その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理

(2) 記録に関すること

- ア 職員の避難所勤務状況の記入
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受け払い簿の記入
- エ 避難者名簿の作成

(3) 報告に関すること

- ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- イ 避難状況の報告
- ウ 給食済、見込み人員報告
- エ その他必要な状況

〈避難所の対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎避難所開設の準備 1. 避難所の選定 2. 施設管理者の招集 3. 災害の状況、要避難状況の把握 4. 広報の調整 5. 避難所の開設要領
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 避難者数の把握 ◎避難者の受け入れ 1. 備蓄物資の蔵出し 2. 各班との協議 ・給食 ・生活必需品等 ・給水 ・医療救護 ◎人員及び物資の配置
1日後～3日後まで
◎救援物資の受け入れ 1. 基地へ必要物資の請求 2. 仮設トイレの設置 3. 入浴施設の提供

第6 学校の避難計画

1 事前措置

- (1) 市内各学校の校（園）長は、災害に備え各学校ごとに防災計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童、生徒に周知徹底させる。
- (2) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促進を図る。
- (3) 小学校就学前の児童・乳幼児等の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難措置

市内各学校の校（園）長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、学校の防災計画により、園児、児童、生徒を安全な地域に避難させる。

登校前、下校後においては、一般避難計画に定めるところとし、在校中は、学校ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区ごとに避難させる等の措置を講ずる。

〈文教対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎被害状況の把握 1. 被害状況報告の指示 2. 情報連絡員の各学校への配置 3. 学校施設の緊急使用のための関係者との協議 4. 施設管理者の招集 5. 施設の開放 6. 避難民の受け入れ
3時間後～1日後まで
◎休校等応急措置の指示 1. 学校の避難民、災害復旧 2. 機関への優先的開放 3. 休校 4. 児童、生徒の安全確保 5. 通学路の被害状況等の確認 6. 保護者への引渡し、集団下校
1日後～3日後まで
◎応急復旧作業の調査 1. 避難施設管理者との協議 2. 校舎の補強、安全確認 3. 応急教育施設の確保 4. 通学路の安全確認 5. 教職員の確保 6. 児童、生徒への通知 7. 学用品、教科書の被害状況調査

第7 社会福祉施設等

社会福祉施設等の避難措置は、消防法に基づく各施設の消防計画により、消防本部との合同訓練を定期的に行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

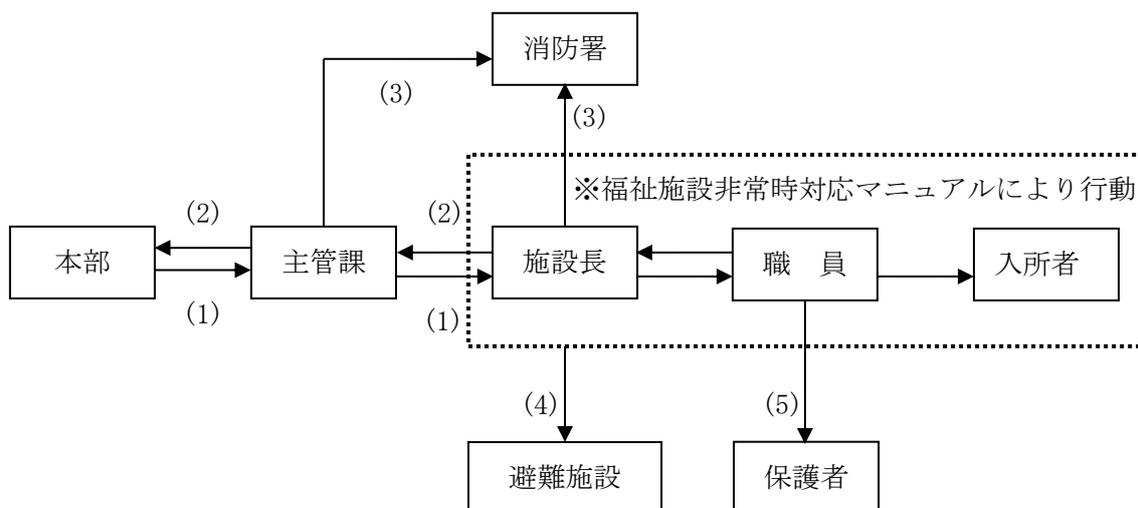
特に、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者及び誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

1 地震発生時

各福祉施設非常時対応マニュアルにより行動

2 地震発生により被害が出た場合

- (1) 負傷者及び建物等被害状況確認
- (2) 負傷者及び建物等被害状況報告
- (3) 消防署へ通報
- (4) 施設職員等の誘導により、指定避難施設へ移動
- (5) 各保護者へ連絡



第8 その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数の集合する施設等においては、消防本部、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておく。

第9 避難の周知徹底

1 関係機関への通知及び連絡

市長は、避難のため立退きを指示したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。

また、市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

2 市民に対する周知

避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得を直ちに市民に周知徹底を図る。

3 住民への防災情報伝達体制の整備

市長は、避難指示等防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災情報伝達システムによる情報伝達を行うとともに、広報車、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネット等多様な情報伝達手段の整備・確保に努める。

4 放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市長は、放送事業者に対して情報を迅速かつ確実に提供できる体制の整備に努めるものとする。

第10 災害救助法を適用した場合の救助体制

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が次により実施するものとする。

- 1 収容期間 7日以内
- 2 避難所開設費用の算定基礎 知事が定める額
- 3 避難所物資確保基準
 - (1) 市において必要な資材を確保する。
 - (2) 資材の確保が困難な場合は、県が必要な資材をあっせんする。
- 4 避難所の開設状況の連絡
 - (1) 避難所開設の日時及び場所
 - (2) 箇所数及び収容人員
 - (3) 開設期間の見込

第11 被災地域における動物の保護体制

被災者が避難所に動物（ペット）を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。ただし、動物の飼い主は避難所内の他の被災者とトラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。

なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。

また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第12 広域避難の調整

- 1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難
地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

- 2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない

ときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町及び当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、他の市町村から避難者の受け入れに関する協議を受けた場合は、正当な理由がない限り、これを受け入れる。

国、県及び市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

<資料編>

資料 3-1 都市公園一覧

資料 1 3-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料 1 3-2 福祉避難所一覧

資料 1 3-4 津波避難ビル一覧

資料 1 4-1 2 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）

資料 1 5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 1 0 節 被災者救出計画

実施担当	消防部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	-------------------

地震災害対策編第 3 章第 1 0 節を参照。

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

実施担当	福祉保健部
------	-------

地震災害対策編第 3 章第 1 1 節を参照。

第 1 2 節 医療救護計画

実施担当	福祉保健部、病院部
------	-----------

地震災害対策編第 3 章第 1 2 節を参照。

第 1 3 節 消防応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

地震災害対策編第 3 章第 1 3 節を参照。

第14節 水防計画

実施担当	建設部、産業経済部、水道部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、地震による河川施設等の破損に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第2 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合、水防管理者は所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

1 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理者は直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その区域を所管する水防管理者は市水防計画に準拠して水防活動を実施する。

第3 河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

1 河川施設等の巡視、点検

河川施設等の管理者は、具体的な基準震度を定めて、施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

2 河川施設等の緊急措置

- (1) 水門、樋門、閘門、堰堤、溜池の管理者は洪水に関する通報を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。なお、その開閉については敦賀土木事務所と相互緊密な連絡をとり、その際には、避難に必要な時間を考慮し、避難可能な態勢を確保する。
- (2) 排水機の管理者は上下流の水位の状況を把握し、溢水、破損等の危険が生ずるおそれのあるときは、排水機の運転を停止する。

3 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

<資料編>

資料4-1 重要水防区域一覧

資料6-10 水閘門管理者一覧

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

第 1 5 節 災害警備計画

実施担当	市民生活部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	---------------------

地震災害対策編第 3 章第 1 5 節を参照。

第 1 6 節 飲料水、食糧、生活必需品の供給計画

実施担当	福祉保健部、建設部、水道部、教育部
------	-------------------

地震災害対策編第 3 章第 1 6 節を参照。

第 1 7 節 緊急輸送及び障害物の除去計画

実施担当	総務部、建設部、水道部
------	-------------

地震災害対策編第 3 章第 1 7 節を参照。

第 1 8 節 交通施設応急対策計画

実施担当	建設部、産業経済部、各関係機関
------	-----------------

地震災害対策編第 3 章第 1 8 節を参照。

第 1 9 節 上水道、下水道施設応急対策計画

実施担当	水道部、教育部
------	---------

地震災害対策編第 3 章第 1 9 節を参照。

第20節 通信、放送施設応急対策計画

実施担当	西日本電信電話(株)福井支店、各放送事業者
------	-----------------------

地震災害対策編第3章第20節を参照。

第21節 電力、ガス施設応急対策計画

実施担当	北陸電力(株)敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス(株) 他
------	-----------------------------

地震災害対策編第3章第21節を参照。

第22節 危険物施設等応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

地震災害対策編第3章第22節を参照。

第23節 住宅応急対策計画

実施担当	建設部
------	-----

地震災害対策編第3章第23節を参照。

第24節 廃棄物処理計画

実施担当	市民生活部、建設部、まちづくり観光部
------	--------------------

地震災害対策編第3章第24節を参照。

第 2 5 節 防疫、食品衛生計画

実施担当	福祉保健部
------	-------

地震災害対策編第 3 章第 2 5 節を参照。

第 2 6 節 遺体の捜索、処置、埋葬計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

地震災害対策編第 3 章第 2 6 節を参照するほか、遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市は、県に敦賀海上保安部、敦賀警察署等の応援要請を行う。

その際、敦賀海上保安部は、所属の巡視船艇または隣接保安部署より巡視船、航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。

また、敦賀警察署等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複を避け、効果のある捜索にあたる。

第 2 7 節 教育再開計画

実施担当	教育部
------	-----

地震災害対策編第 3 章第 2 7 節を参照。

第 2 8 節 災害救助法の適用に関する計画

実施担当	関係各部
------	------

地震災害対策編第 3 章第 2 8 節を参照。

第 2 9 節 要員確保計画

実施担当	総務部、関係各部
------	----------

地震災害対策編第 3 章第 2 9 節を参照。

第 3 0 節 生業に必要な資金の貸与計画

実施担当	総務部、福祉保健部、産業経済部
------	-----------------

地震災害対策編第 3 章第 3 0 節を参照。

第 3 1 節 物価対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、産業経済部
------	-------------------

地震災害対策編第 3 章第 3 1 節を参照。

第4章 災害復旧計画

節	項	目
1	公共施設の災害復旧計画	
2	市民生活安定計画	
3	経済秩序安定計画	
4	復興計画	

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

実施担当	関係各部
------	------

地震災害対策編第4章第1節参照。

第2節 市民生活安定計画

実施担当	関係各部
------	------

地震災害対策編第4章第2節参照。

第3節 経済秩序安定計画

実施担当	関係各部
------	------

地震災害対策編第4章第3節参照。

第4節 復興計画

実施担当	関係各部
------	------

地震災害対策編第4章第4節参照。